

○瑞穂市附属機関設置条例

(平成 20 年 9 月 30 日) 条例第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定により、法律又は他の条例に定めがあるものを除くほか、市が設置する附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 本市に別表に定めるところにより、執行機関の附属機関を置く。

(担当事務)

第 3 条 附属機関は、執行機関の諮問等に応じて、それぞれ別表に掲げる担任する事務について、調査、審議等(以下「審議等」という。)を行うものとする。

(組織)

第 4 条 附属機関の委員は、それぞれ別表に掲げる定数の委員をもって組織する。

2 委員は、別表の委員選任基準に掲げる者のうちから、それぞれ執行機関が委嘱する。

(任期)第 5 条 委員の任期は、別表に掲げる期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 執行機関は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

(専門委員)

第 6 条 附属機関は、特別な事項を審議等するときは、附属機関の中に、又は別に、専門委員を委嘱することができる。

2 専門委員は、当該審議等が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長等)

第 7 条 附属機関に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によって定め、その任期は委員の任期による。

3 会長は、附属機関の会議(以下「会議」という。)を招集し、その会議の議長となるほか、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 8 条 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。

(守秘義務)

第 9 条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第 10 条 附属機関の庶務は、別表に定める部又は課において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関名	担任する事務	委員定数	委員選任基準	委員の任期	庶務担当課名
市長	瑞穂市まちづくり基本条例推進委員会	<a href="#">瑞穂市まちづくり基本条例(平成23年瑞穂市条例第13号)第21条</a> に規定する事項を審議すること。	15人以内	公共的団体等が推薦する者 識見を有する者 その他市長が適当と認める者	2年	企画 企画 財政課
市長	瑞穂市地域公共交通会議	市民生活に必要な旅客運送の確保及び旅客の利便性の向上を調査し、地域の実情に即した運送サービスの実現に必要な事項を総合的に協議すること。	25人以内	道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第9条の3に規定する者	2年	総務 総務課
市長	瑞穂市母子保健連絡協議会	母子保健事業の総合的な施策について、調査及び審議すること。	20人以内	地域医師会を代表する者 識見を有する者 保健・医療・福祉・教育関係者 その他市長が適当と認める者	2年	福祉 健康 推進課
市長	瑞穂市食育推進会議	食育推進計画の策定及び実施に関すること並びに食育の推進に関する重要事項を調査及び審議すること。	20人以内	識見を有する者 関係団体の代表者 その他市長が適当と認める者	2年	福祉 健康 推進課
市長	瑞穂市予防接種健康被害調査委員会	予防接種による健康被害の発生に際し医学的な見地から調査報告を行うこと。	7人以内	地域医師会が推薦する医師 専門医師 行政関係者 その他市長が適当と認める者	報告終了まで	福祉 健康 推進課

市長	瑞穂市健康増進計画策定委員会	健康増進計画の策定及び住民の健康づくりの推進に関する施策に係る重要事項を調査及び審議すること。	15人以内	識見を有する者 関係団体の代表者 その他市長が 適当と認める者	2年	福祉健康推進課
市長	瑞穂市要保護児童対策地域協議会	虐待防止等の総合的な施策について、調査及び審議すること。	15人以内	民生・児童委員の代表者 人権擁護委員 児童福祉関係者 その他市長が 適当と認める者	1年	福祉福祉生活課
市長	瑞穂市老人福祉計画策定委員会	老人福祉計画の策定及び推進について調査及び審議すること。	15人以内	保健・医療・福祉関係者 行政関係者 識見を有する者 その他市長が 適当と認める者	計画策定終了まで	福祉福祉生活課
市長	瑞穂市地域ケア会議	(1) 高齢者の生活支援を行うための総合的サービスの調査及び調整に関すること。 (2) 養護老人ホーム等への入所措置の開始及び変更、入所の継続等の要否の判定を行うこと。	20人以内	医師 福祉施設の職員 民生・児童委員 サービス事業者 その他市長が 適当と認める者	1年	福祉福祉生活課
市長	瑞穂市福祉有償運送運営協議会	福祉有償運送に関し、その必要性、安全性、利便性等総合的に協議すること。	12人以内	道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第51条の8に規定する者	2年	福祉福祉生活課
市長	瑞穂市障害者計画等策定委員会	障害者計画及び障害福祉計画の策定について調査及び審議すること。	12人以内	障害福祉関係者 行政関係者 識見を有する者 その他市長が 適当と認める者	計画策定終了まで	福祉福祉生活課

市長	瑞穂市障害者自立支援協議会	障害者等の自立を支援するため、障害福祉関係者で連携し、支援体制を協議し、連絡調整すること。	20人以内	障害福祉関係者 行政関係者 識見を有する者 その他市長が 適当と認める者	2年	福祉部 福祉生活課
市長	瑞穂市地域福祉計画策定委員会	地域福祉計画の策定について調査及び審議すること。	15人以内	地域福祉関係者 行政関係者 識見を有する者 その他市長が 適当と認める者	計画策定終了まで	福祉部 福祉生活課
市長	瑞穂市景観計画策定委員会	景観計画の策定について調査及び審議すること。	15人以内	識見を有する者 関係団体の代表者 その他市長が 適当と認める者	計画策定終了まで	都市整備部 都市開発課
市長	瑞穂市地域農政推進協議会	農用地の確保、拡大及び農地の有効利用並びに担い手農家の育成等農業の総合推進方策について調査及び審議すること。	20人以内	農業委員会を代表する者 農業協同組合を代表する者 農事改良組合長を代表する者 各農業振興会を代表する者	3年	都市整備部 商農政課
市長	瑞穂市特別融資推進協議会	農業関係資金の適正かつ円滑な融資・保証等審議すること。	10人以内	農業委員会を代表する者 金融機関を代表する者 行政関係者 その他市長が 適当と認める者	審議終了まで	都市整備部 商農政課
教育委員会	瑞穂市就学指導委員会	支援を要する児童生徒の就学について審議すること。	8人以内	学校医 小中学校長 児童委員 識見を有する者 障害児教育担	1年	教育委員会 学校教育課

				当者		
教育委員会	瑞穂市次世代育成支援対策協議会	次世代育成支援行動計画の策定及び推進について調査及び審議すること。	20人以内	識見を有する者 保健・医療・福祉・教育・地域活動団体等次世代支援対策に関係する者 市内に居住し、市内の事務所に勤務し、又は市内の大学に在学する18歳以上の者 その他教育委員会が適当と認める者	2年	教育委員会 幼児支援課
教育委員会	瑞穂市子どもの読書活動推進会議	子どもの読書活動推進計画の実施について調査及び審議すること。	12人以内	ほづみ幼稚園又は小中学校の保護者を代表する者 ほづみ幼稚園長又は小中学校長を代表する者 瑞穂市立保育所長を代表する者 関係団体の代表者 行政関係者 識見を有する者 その他教育委員会が適当と認める者	3年	教育委員会 生涯学習課